

部活動にかかる活動方針

令和2年4月1日

鴻巣高等学校長

★ はじめに

埼玉県教育委員会では、国のガイドラインに則り平成30年7月に「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。この方針では、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。基本的な考え方は、国のガイドラインに則ったものであり、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても県方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組むものである。

本校では、これ（県方針策定の趣旨）を受け、次の通り「学校の部活動に係る活動方針」を定めた。

◆ 活動の基本方針

○ 本校の部活動は、教育活動の一環として、「目指す学校像」及び「重点目標」の達成を目標とし、この方針に従って活動する。

◆ 指導体制・環境の整備について

- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- 生徒に専門的な指導を提供できるように、外部指導者等の活用を積極的に推進する。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動ができるよう工夫する。
- 顧問や外部指導者等に、研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的な情報交換を行う。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。
(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を設定する。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 各種大会や発表会、合宿や遠征等の期間中は、上記の原則を除外する。